

テーマ : 日本版クラスアクションの導入について

日本版クラスアクションの導入の動向

- (1) 「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会」報告書（以下「報告書」）は、平成21年8月に取りまとめられ、その後、平成24年8月に消費者庁から「集团的消費者被害回復にかかる訴訟制度案」（以下「制度案」）が公表されている。
- (2) 制度案については、すでにパブリックコメントが終了しているが、今度、どの程度のスケジュールで法案ないし要綱案として公表されるかは不明である。

日本版クラスアクションの概要

- ① 制度案においては、「共通義務確認の訴え」と「簡易確定手続」の二段階構成を予定しており、前者については「特定適格消費者団体」が原告となり、消費者は参加表明することにより1段階目の訴訟結果が帰属する「オプトイン型」を予定している。
- ② 被告適格は、消費者契約に関する民法上の不法行為を行った事業者(含個人事業者)であり、**損害の範囲としては間接損害は含まない**ことが予定されている。
- ③ 共通義務確認の訴えにおいては、簡易確定手続において債権の存否及びその内容を適切かつ迅速に判断することができることが訴訟要件となっており(**支配性ないし優越性**)、事業者(被告)はその非充足を抗弁とすることができる。

日本版クラスアクションの問題点

- (a) 特に支配性の要件との関係で、どのような類型に共通義務の訴えが有効か不明確である(カネボウ化粧品のような製造物責任の案件には有効か?)。
→ex 個別性の高い過払金返還訴訟に適用可能か?
- (b) 簡易確定手続における決定に対しては、異議の申し立てができることとされており、**異議申立がなされると通常訴訟に移行することになる**。したがって、第二段階の個別の債権の確定がどの程度迅速に実行できるか、手続利用のメリットの観点から疑義がある。
- (c) 特定適格消費者団体は現在10団体しか認定されておらず、今後、その拡張及び拡張要件が問題となる。

総括

日本版クラスアクションについては、喫緊の対応が迫られる問題ではないにせよ、本格的導入の場合には、契約、約款、広告表示の洗い直しが必要となり、企業法務に対する影響が大である。したがって、今後も導入の動向に注目する必要がある。

本件については、今後、要綱案等が公表された場合には続報の予定。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.7 は、「公益法人制度の概要について」(13C2)の予定(2013/10 発行予定)としております。 以上